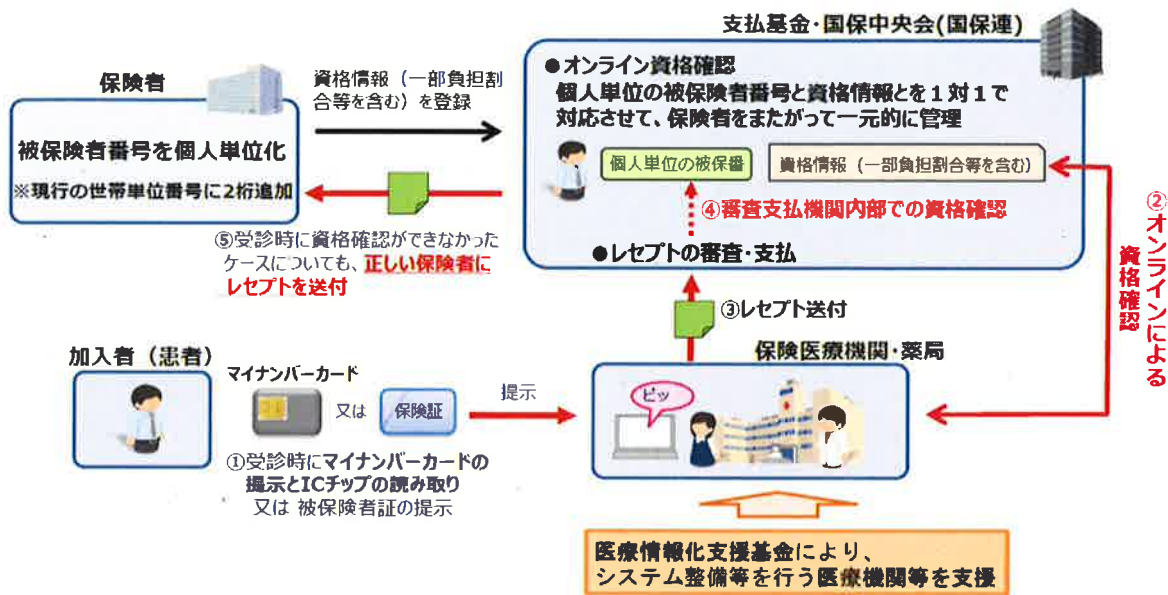


1. オンライン資格確認の概要

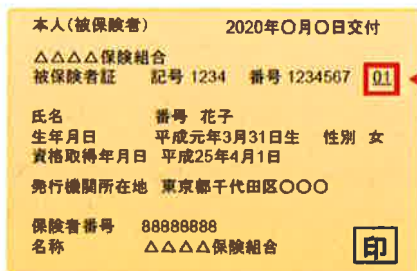
マイナンバーカードのICチップまたは保険証の記号・番号等により、オンラインで資格確認が可能となります。ただし、マイナンバーカードを保険者証として利用するためには、事前に登録が必要です。なお、事前の登録は、マイナポータルまたは各役所で実施できます。



2. 保険証の記号・番号の個人単位化

現在、保険証の記号・番号は、世帯単位となっているため、個人単位化します。枝番のついた保険証は、令和3年1月からの新規入社者、紛失再発行の者に対して行います。現在、使用している保険証は再発行せず継続しては使用できます。

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。



現行の保険証の記載内容に2桁の番号を新たに追加

※後期高齢者医療制度は個人単位なので、保険証は変更しない

- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。